

福祉作業所等自主製品に係る企画立案・デザイン監修等委託に係るプロポーザル募集要項

1 目的

区内の福祉作業所等が製作する自主製品の高付加価値化及び販路拡大に資する支援のために、自主製品のデザイン及び販売会に関する企画・運営等の実施を総合的に委託する。

2 委託内容

別紙「仕様書」のとおり

3 委託期間

契約を締結した日から令和8年3月31日まで

4 委託金額上限額

2,723千円を上限とし、本委託に関する費用を全て含むものとする。（消費税を含む）

5 参加資格要件

参加申し込みの時点で以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 台東区での競争入札資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 東京都台東区競争入札有資格者指名停止基準（平成10年2月20日付9台総経第170号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 東京都台東区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日付23台総経第645号）による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てをした者にあつては、裁判所により更生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生計画開始の申立てをした者にあつては、裁判所により再生計画認可の決定を受けていること。
- (7) 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されていないこと。

6 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加申込書提出時点から委託契約締結までの期間に、「5 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 虚偽の記載がある書類等を提出した場合
- (3) 本募集要項で示している各資料の提出期限内に、各資料の提出が無かった場合
- (4) 見積金額が、「4 委託金額上限額」を超えている場合
- (5) 一次審査通過後の二次審査に遅刻、または参加しなかった場合
- (6) 本プロポーザルの審査に影響を与える工作等、不正な行為があつた場合
- (7) 各前号に定めるほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があつた場合

7 募集から随意契約交渉順位決定までの全体スケジュール（予定）

| | |
|--------------|--------------------------|
| ・募集の公表 | 令和7年2月12日（水） |
| ・ホームページ公開期間 | 令和7年2月12日（水）～3月 3日（月）12時 |
| ・質問の受付 | 令和7年2月12日（水）～2月21日（金）12時 |
| ・質問への回答 | 令和7年2月28日（金） |
| ・提案書等の受付締め切り | 令和7年3月 3日（月）12時 |
| ・第一次審査結果発送 | 令和7年3月13日（木） |
| ・第二次審査 | 令和7年3月18日（火） |
| ・契約交渉順位決定 | 令和7年3月18日（火） |
| ・審査結果発送 | 令和7年3月18日（火）以降 |
| ・契約手続 | 令和7年3月下旬 |

8 応募手続き

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を指定の期日までに提出すること。

- (1) 参加申込書【様式1】 正本1部
- (2) 東京電子自治体共同運営サービス「東京電子自治体共同運営の物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し（裏面の印鑑証明部分を含む） 正本1部
- (3) 本事業に関する提案書（様式無し）
正本（要押印）1部、副本（社名表示を一切しないこと）5部
別途電子ファイルを指定する電子メールアドレスに送付すること。
- (4) 見積書
正本（要押印）1部、副本（社名表示を一切しないこと）5部
経費内訳については、その細目について可能な限り詳細に記入すること。
なお、提出後の見積金額の増額は一切できない。

9 提案書について

別紙「仕様書」の内容をふまえ、下記の項目について提案を求めることとする。

提出用紙はA4判を使用し、横書きを基本とする。ただし、フロー等でA4判に馴染まない場合にはこの限りではない。また、提出枚数は特に制限はないが、冗長にならないよう努めること。

- (1) 提案者の業務経歴等
業務を中心となって遂行する者及びその他従事者の役職、経験年数、実績等を記載すること。
- (2) 本事業に対する提案内容
以下の内容について、自主製品の図やイラスト等を用い具体的に提案すること。
①福祉作業所等の自主製品に対し、どのような高付加価値化や販路拡大の支援を行えるか、②自主製品販売会の企画案や販売会集客のためにどのような周知活動を行えるか。
- (3) その他
その他本事業に関する特記事項があれば記載すること。

10 提出期限及び提出方法

以下のとおりとする。

(1) 募集要項、事業内容及び提案書等への質問

受付期間：令和7年2月12日（水）～2月21日（金）12時まで（必着）

本プロポーザルへの質問がある場合、質問事項を記入し、電子メールにより送付すること。電話やFAX、口頭での質問は受け付けない。

(2) 募集要項等への質問に対するすべての回答を令和7年2月28日（金）に、質問者を非公開にして区公式ホームページに掲載する。

なお、回答の内容を以て本募集要項及び仕様書等の内容修正として扱うものとする。

(3) 参加申込書等の提出

受付期間：令和7年2月12日（水）～3月3日（月）12時まで

期間内に受付窓口へ持参すること。

なお受付期間は土日・祝日を除き、受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

11 委託業者選定方法等

(1) このプロポーザルのために設置する選定委員会が審査を行い、業務委託契約の優先交渉順位を決定する。

(2) 選定は、一次審査及び二次審査を経て決定する。審査は非公開とする。

①第一次審査・・・参加申込書等の提出書類を審査し、評価の高い上位3社を選定する。但し、応募者が3社以下の場合、参加資格のみ審査した上で、提案書の提出者として選定する。

②第二次審査・・・第一次審査により提案書の提出者として選定された者に対して、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、優先交渉権の順位を決定する。

なお、会場に入室できるのは説明員を含め3名以内とするが、契約締結後に業務責任者になる予定の者は必ず参加すること。

また、入室の際には、会社名を表示した衣類やバッチ等、会社名を特定できるようなものを身に着けないこと。

ア. プレゼンテーション 15分以内

資料は原則として印刷物の使用とし、事前に提出された提案書等のほか、プレゼンテーション用に作成されたものも可能とする。その際には当日5部を持参すること。（社名表示を一切しないこと）

イ. ヒアリング 10分程度

プレゼンテーション内容及び事前に提出された提案書等に関するヒアリング

ウ. 第2次審査時に区が準備する機材

プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブル、電源、延長コード

エ. 第2次審査時に参加者が用意する機材等

プレゼンテーション用パソコン

オ. 留意事項

プレゼンテーションは、提出した企画提案書等をもとに行うものとする。企画提案と異なる内容の説明は認めない。

プレゼンテーションは参加者ごとに個別に行い、非公開とする。プレゼンテーション内容の録音、遠隔地からのオンラインによる参加及び傍聴は禁止とする。

(3) 第一次審査の評価基準

- ①業務遂行力に対する評価（業務執行体制は妥当か等）
- ②業務執行技術力に対する評価（当該業務を遂行するために必要な知識・経験を有しているか等）
- ③台東区への精通度に対する評価（区の福祉作業所等の事情を認識しているか等）

(4) 第二次審査の評価基準

- ①業務の理解度に対する評価（業務の理解度は十分か）
- ②提案内容的確性に対する評価（提案内容は具体的かつ独自性があるか）
- ③コストに対する評価（提案内容に対してコストは妥当か）
- ④取組姿勢に対する評価（業務に対する取組姿勢が明確かつ適切か）
- ⑤その他（その他、他社にない特記事項があるか）

(5) その他

なお、第一次審査及び第二次審査はそれぞれ独立して採点し、第一次審査の採点は第二次審査に反映しないものとする。

12 選定結果

第一次審査の選定結果については、すべての応募者に文書により通知する。第二次審査の選定結果については、第二次審査を行ったすべての応募者に文書により通知する。なお、審査内容に関する問合せに対しては一切答えない。

13 契約等

- (1) 本プロポーザルの選定の結果、優先交渉順位第1位のものとして契約交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は次の順位のものとして交渉を行う。
- (2) 区は(1)で交渉した結果、合意に達した者と随意契約をする。
- (3) 契約は単年度契約とするが、履行状況を厳正に確認し、履行実績が良好と認められた場合に限り、引き続き1年単位で契約更新できるものとする。更新は4回までとする。

14 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 参加申込者は、本件事業につき複数の提案をしてはならない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出された提案書等は、当プロポーザル実施の用途以外に提案者に無断で使用することはない。
- (5) 提出期限終了後の提案書等の修正又は変更は一切認めない。
- (6) 本プロポーザルの結果、不採用となった提案書等（以下、不採用提案物。）の内容に関する権利に

については、参加者に帰属し、参加者は不採用提案物を自己または他の顧客のために再利用することができる。ただし、不採用提案物の再利用が本プロポーザルの成果物との間に誤認、混同を生じるおそれがある場合を除く。

- (7) 本プロポーザルの参加表明手続き以降に、区に提出された書類については、東京都台東区情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。条例第6条に該当する事項以外は公開となるため、あらかじめ了承の上、提出すること。

15 問合せ及び書類提出先

〒110-8615 台東区東上野四丁目5番6号 台東区役所2階10番窓口

台東区福祉部 障害福祉課

担当 中前・堀江・活田

電話 03(5246)1207 / FAX 03(5246)1179

メールアドレス 電子メールアドレスについては、電話でお問い合わせください。